

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年5月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第10号

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を改正する規則

京都市金銭登録機の使用を伴う歳入金等徴収事務規則の一部を次のように改正する。

第2条第2号、第4号から第6号までの規定及び第10号中「市税事務所税務センター」を「市税事務所支所」に改め、同条に次の1号を加える。

- (17) 京都動物愛護センター条例第6条第1項に規定する使用料、京都市衛生関係手数料条例別表動物の愛護及び管理に関する法律の項、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の項若しくは動物の飼養管理と愛護に関する条例（昭和46年京都府条例第30号）の項に掲げる手数料又はその他の収納金 京都動物愛護センター

附 則

この規則は、平成27年5月3日から施行する。

(会計室)